

第2章 環境の現況

1. 東通村の概況

(1) 地 勢

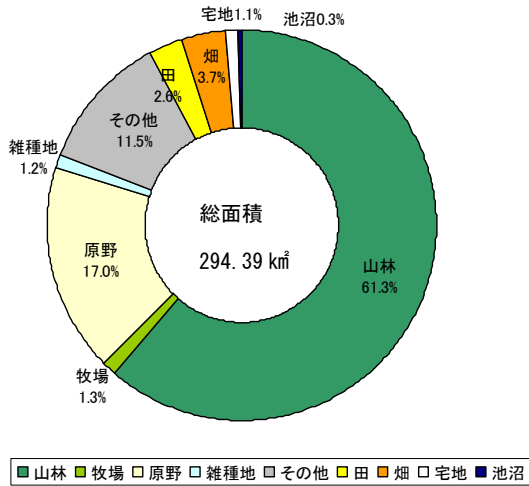
当村は、総面積で 294.39 k㎡、その約 80%を山林原野が占めており、29 の集落が点在しています。

北は津軽海峡、東は太平洋に面し、海岸線は約 65 k m に及びます。

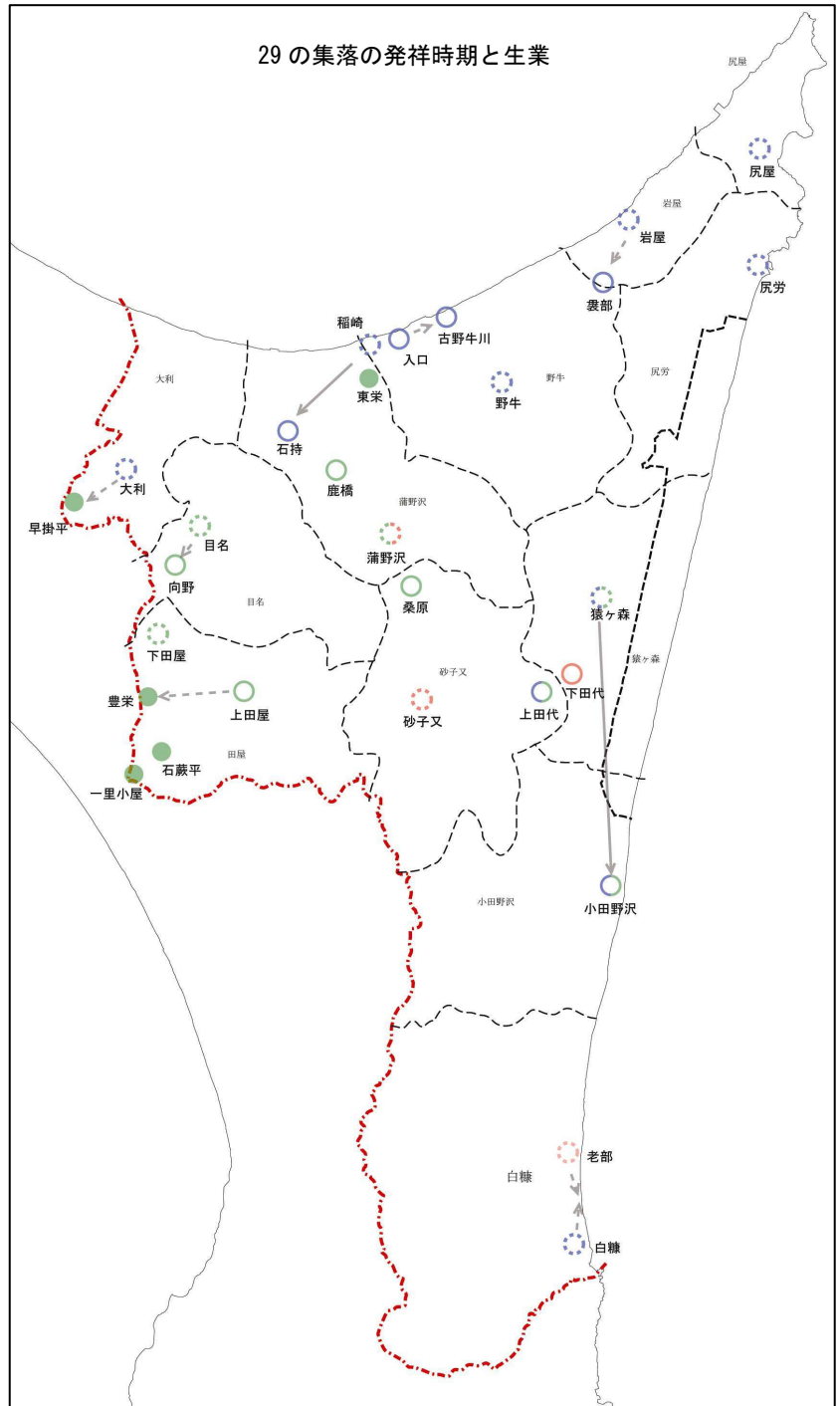
地勢は、比較的なだらかな丘陵を形成しており、最も標高が高い地点は、六ヶ所村との境の 447m、最も高い山は、桑畑山の 400m です。

農業的に利用可能な原野は多いのですが、耕地面積比率は 7%弱と少なく、田名部川を挟んだ中流地域に発達しております。

土地利用状況



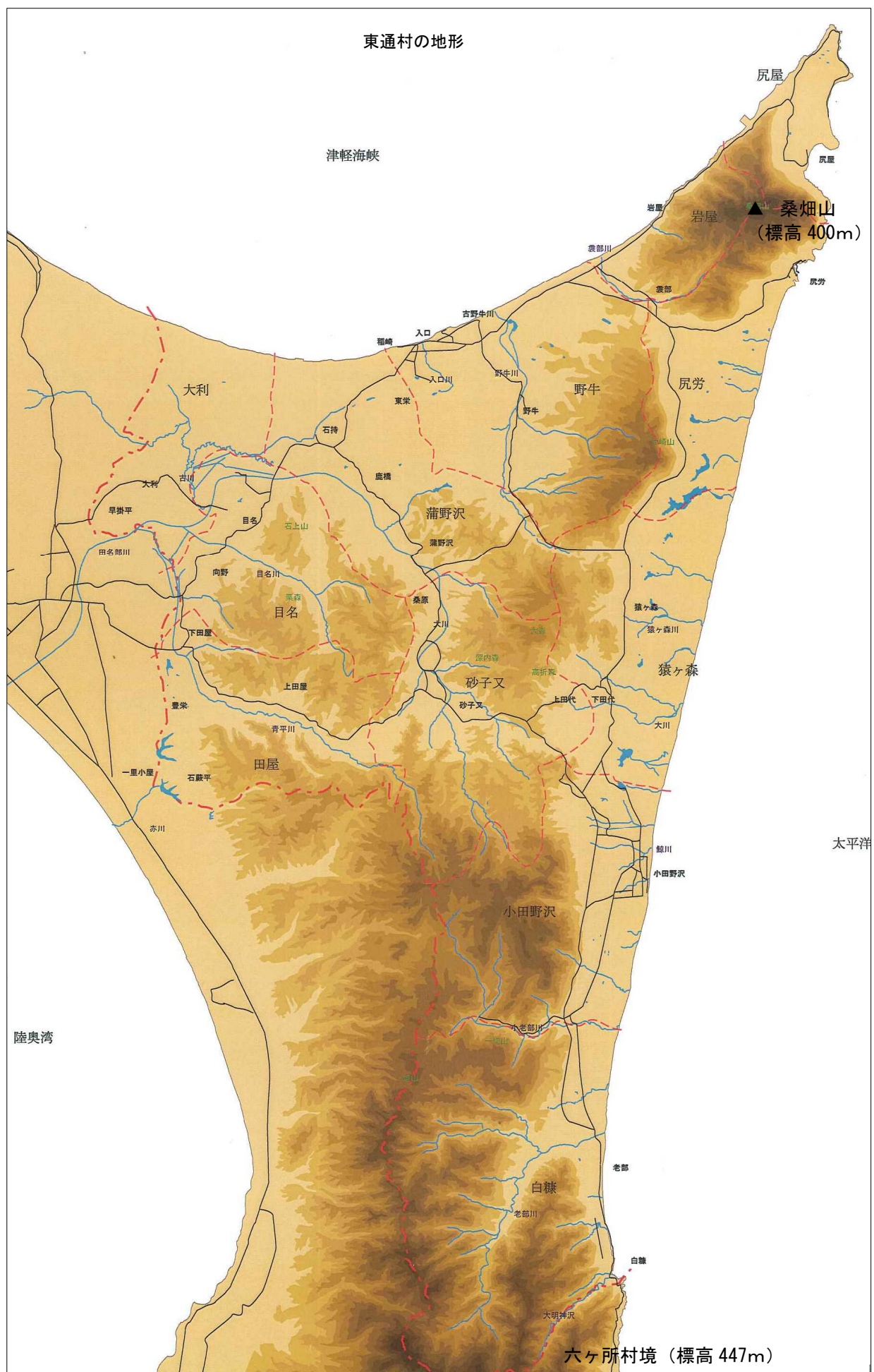
資料：固定資産概要調書(H20)



集落の発祥期と発祥当初の生業

古代	江戸	明治以降 (開拓)	生業
● (Blue)	○ (Blue)	● (Blue)	漁業
● (Green)	○ (Green)	● (Green)	農業
● (Red)	○ (Red)	● (Red)	畜産
→ (Solid)			移住
→ (Dashed)			分家

資料：「東通村景観形成基本方針計画策定調査基本方針報告書」(平成 11 年 2 月)

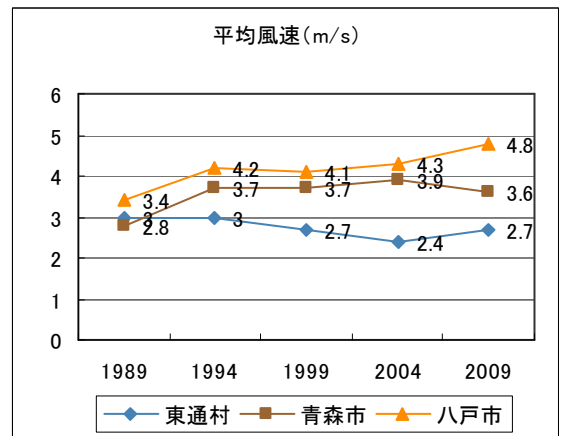
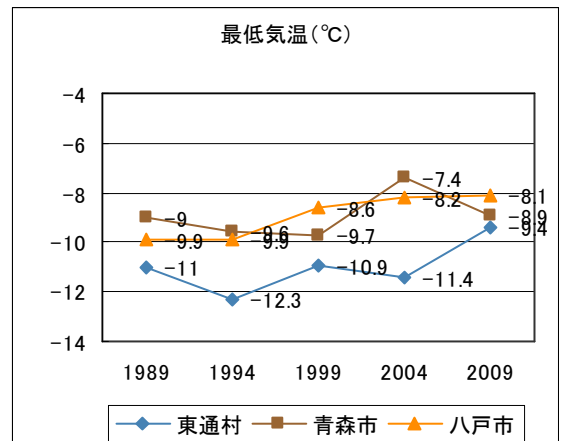
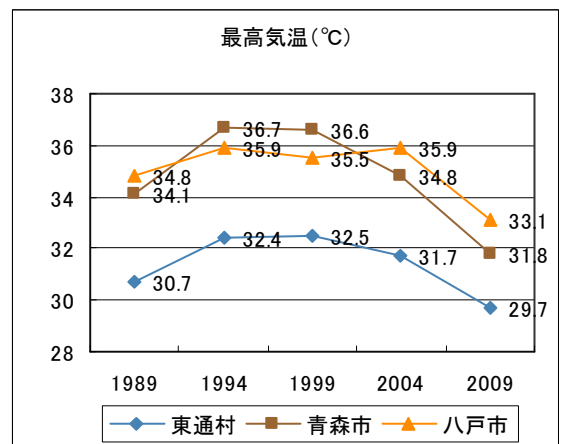
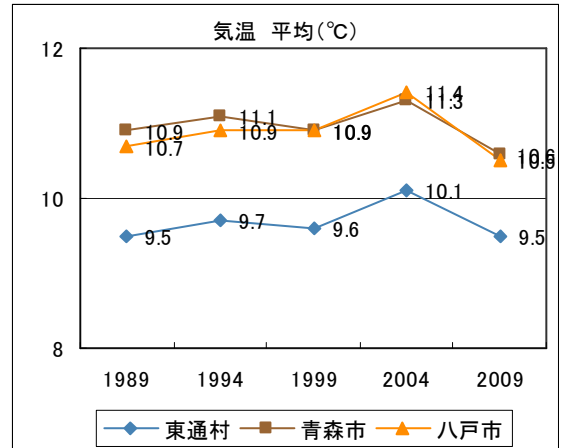
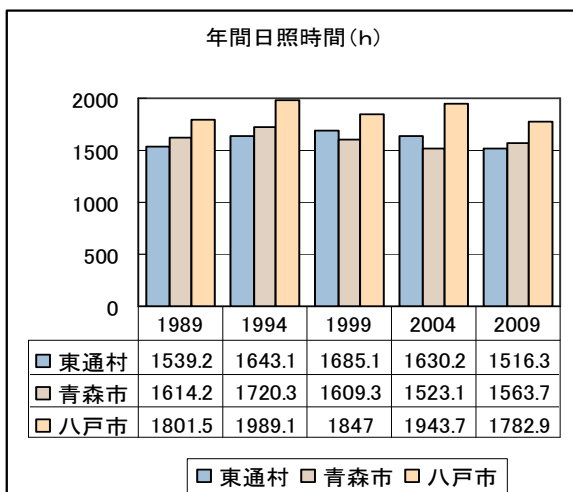
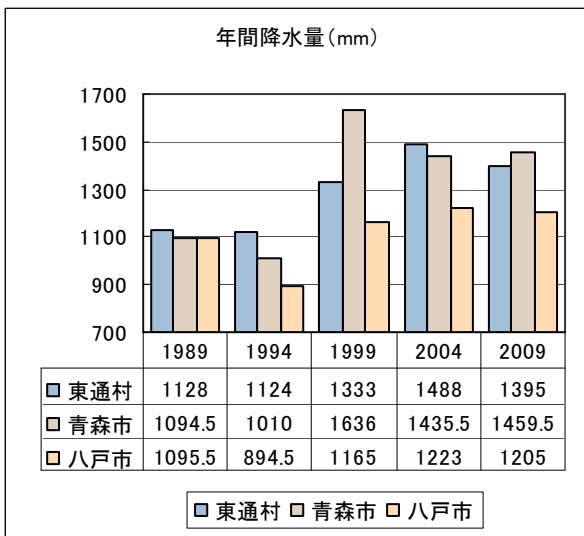


(2) 気象

ヤマセの気象条件も加わり、夏も冷涼な気候が特徴です。1989～2009年の5年ごとの気候をみると、平均気温は9.5℃、最高気温は32.5℃、最低気温は-12.3℃です。青森市、八戸市と比較すると平均気温で1℃、最高・最低気温では最大4℃低くなっています。平均風速は秒速約2.7mと二都市と比べると、低い値を示しています（小田野沢計測データより）。

年間降水量は約1,300mm、年間日照時間は約1,600時間で、八戸市と比べると年間降水量は多く、日照時間は少なくなっています。

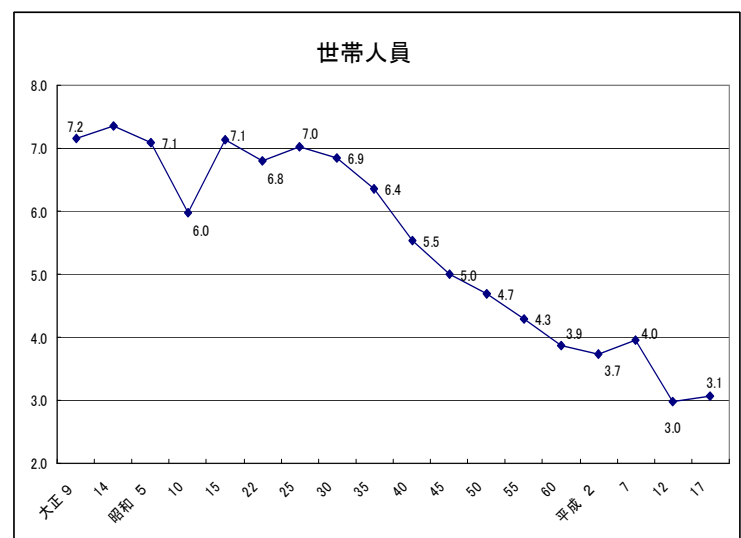
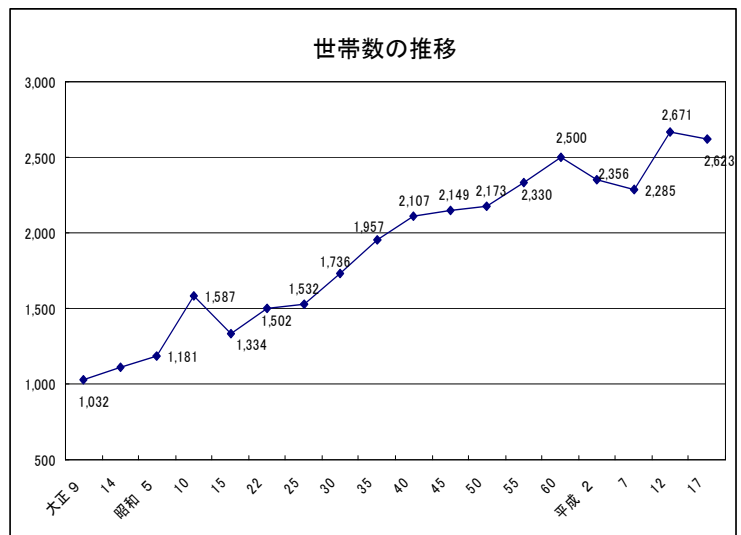
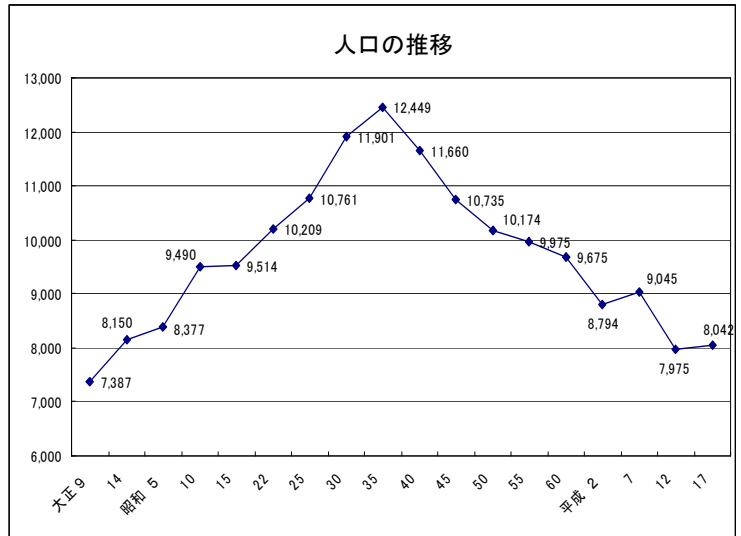
また、平均最深積雪量は57cmで、青森市110cm、八戸市28cmの約中間的な積雪状況となっています。



(3) 人口

当村の人口は、昭和35年の12,449人をピークに年々減少し、平成17年の国勢調査では、8,042人となっています。

世帯数は増加傾向に、世帯人員は減少傾向にあり、核家族化が一層進行していることが伺えます。

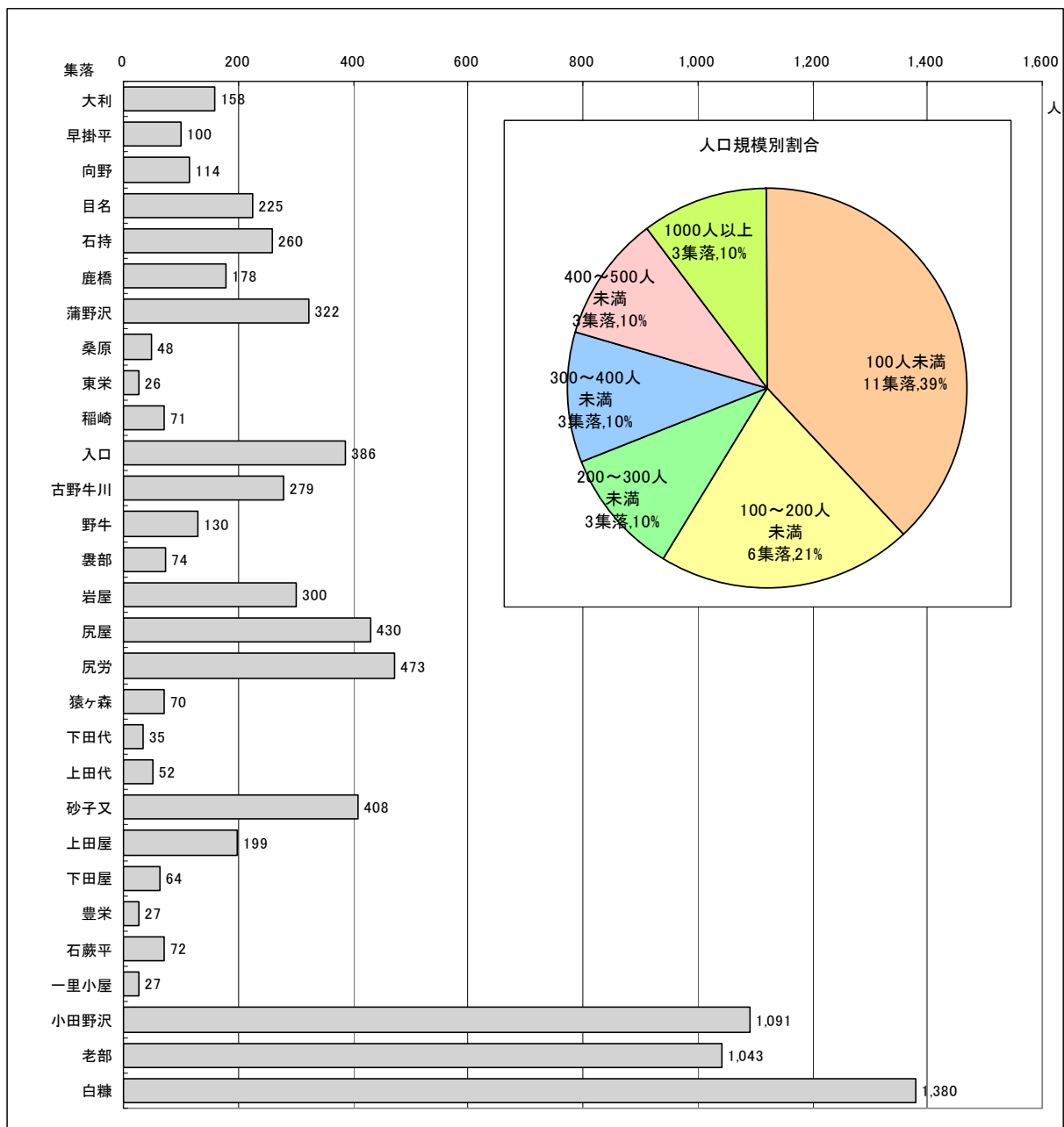


資料：国勢調査

部落別にみると、29 集落のうち 17 集落は 200 人未満で構成されています。

また、1,000 人を超える集落が 3 集落あります。

部落別人口 (H17)



資料：国勢調査

(4) 産 業

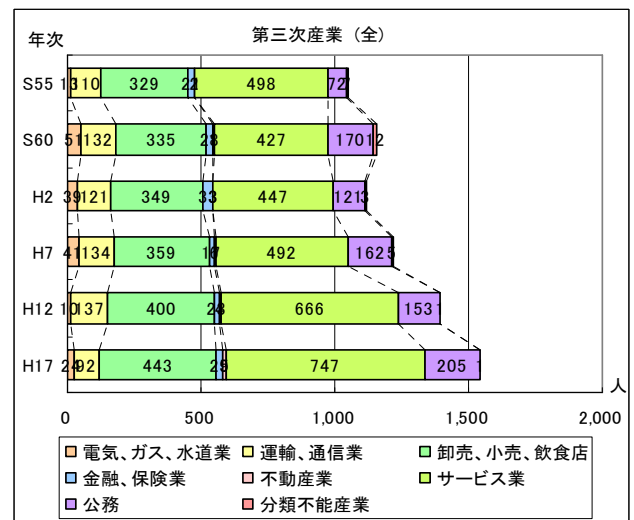
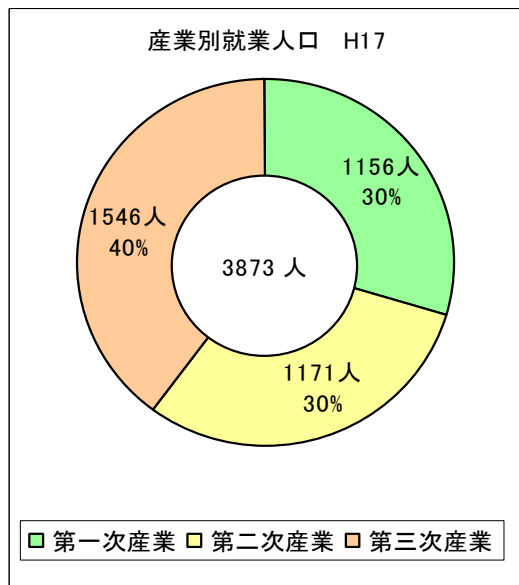
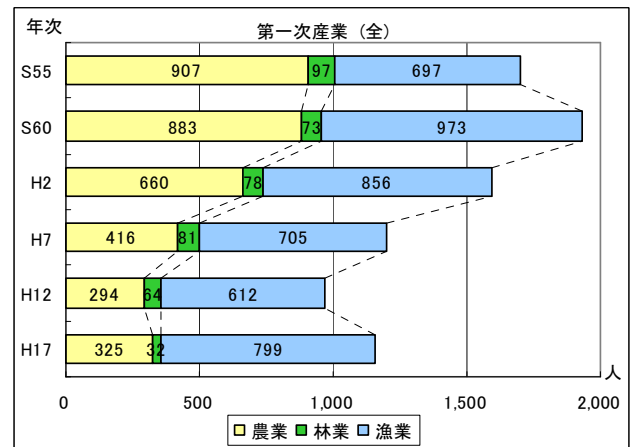
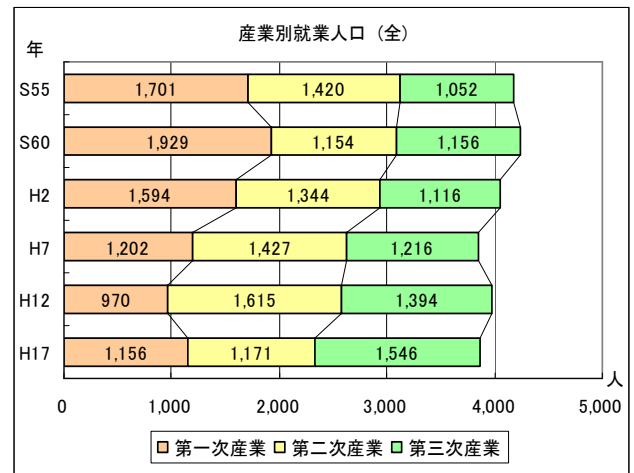
当村は、第1次産業が盛んで、特に漁業は津軽海峡と太平洋に面し、寒暖入り混じる海流により、全国有数の好漁場となっています。

その約65kmに及ぶ海岸線に八つの漁協と一つの内水面漁協があり、サケ、イカ、サクラマス、ヒラメの主要魚種とアワビ、ウニ、コンブ等の水揚げがされています。

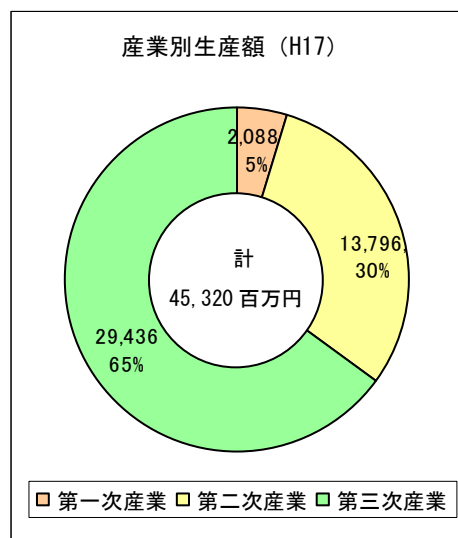
農業では水稻、そば、ホウレンソウ等の栽培、東通牛の繁殖が行われています。

また、就業構造としては、太平洋側と津軽海峡側の集落では主に漁業を生業にしており、中地区では主に農業・畜産が盛んです。

しかし、就業人口は、平成7年から第三次産業や第二次産業が第一次産業を上回っています。平成17年には、昭和55年と比べて、農業従事者は約1/3に減少、サービス業従事者は1.5倍に増加しており、産業就業構造の変化が見られます。

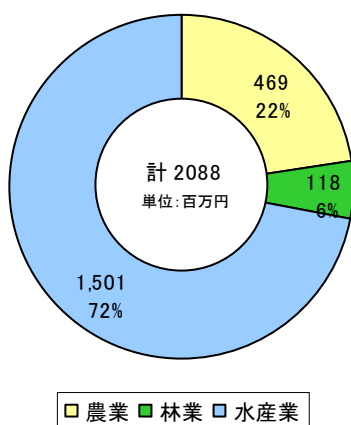


産業別の生産額を比較すると、第一次産業の21億円に対して第三次産業は294億円となっています。産業分類別に最も生産額が大きいのは水産業、建設業、電気・ガス・水道業となっています。



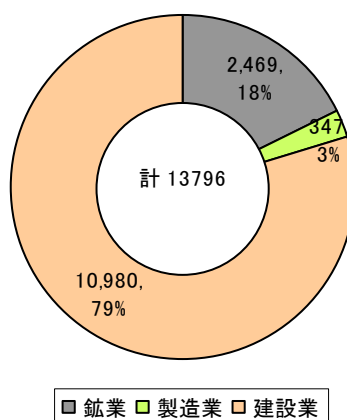
第一次産業生産額内訳

(単位：百万円)



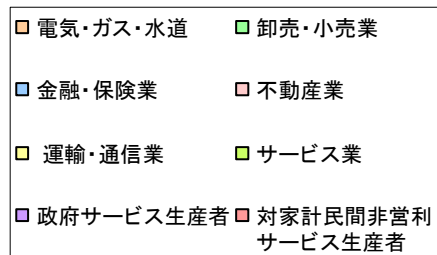
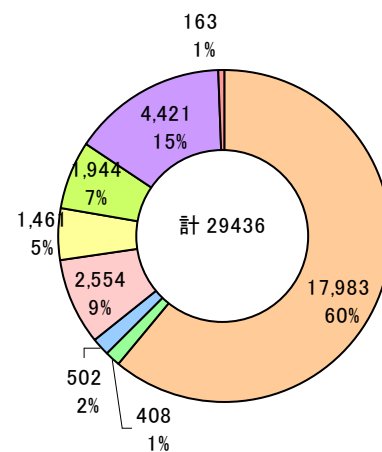
第二次産業生産額内訳

(単位：百万円)



第三次産業生産額内訳

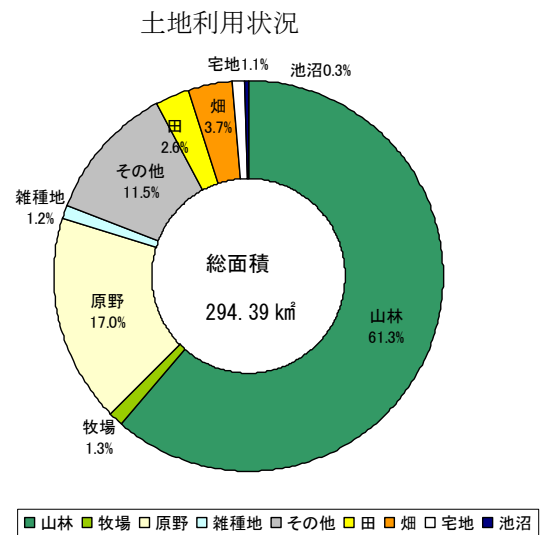
(単位：百万円)



資料：市町村民経済計算 (H17)

(5) 土地利用

東通村の宅地、田、畑をみると、宅地は村総面積の1.0%、田は2.6%、畑は3.6%となっており、とても小規模です。図で表すと、各集落の宅地の周辺に田畑が広がっており、特に中地区では広範囲に広がっています。



資料：固定資産概要調書(H20)



手入れされた林



広大な牧草地

(6) 観光名所

①尻屋崎・寒立馬

本州最北東端、海の難所として知られる尻屋崎の突端に立つ白亜の灯台、明治9年に東北地方に初の洋式灯台として、石油灯にて点灯し、同34年には日本発の電気灯台となりました。光度は、日本最大級の53万カンデラで光達距離は約34km、さらにレンガ造りの灯台では日本一の高さを誇ります。尻屋崎灯台は、歴史的にも文化的にもその価値は高く「日本の灯台50選」にも選ばれています。

尻屋崎周辺の広い草地には、「寒立馬」が放牧されています。尻屋地方では、比較的小ぶりで寒さと粗食に耐え、持久力に富む田名部馬とフランスのブルトン種と掛け合わせることによって、独自の種類を生み出しました。現在、南部馬の血を受け継いでいるのはこの寒立馬だけとされています。寒立馬は、野放し馬と呼ばれていて特定の名前がありませんでしたが、昭和45年当時の尻屋小中学校の校長先生であった岩佐勉氏が「東雲に勇みいなく寒立馬筑紫ヶ原の嵐ものかは」と短歌を詠んだことから寒立馬と呼ばれるようになりました。

この「寒立馬とその生息地」が平成14年11月18日、青森県の天然記念物指定を受けました。また、尻屋崎は下北半島国立公園にも指定されております。

②物見崎

物見崎には、当村の南境界に位置し、太平洋に突き出た断崖の上に白糠灯台（物見崎灯台）が立っています。白糠灯台は、昭和6年の灯塔改築を経て現在の灯台は、昭和62年に完成した3代目の灯台です。

この沿岸は磯魚などが豊富であるほか、村の鳥であるオオセグロカモメが荒波を飛び交う姿も見られます。白糠地区住民にとっては、良い景色を眺望することができる場所で

あり思い出の深い場所でもあります。また、昔はたくさんのツツジが咲いていたが盗掘され、今は松に覆われてしまったという変化もみられます。

③ヒバの埋没林

数千年前から断続的に海から砂が打ち上げられ、立枯れたヒバは飛砂に埋まってしまう。その一部が猿ヶ森ヒバ埋没林として姿を現しています。12世紀頃に埋まったものとされ、350mの距離に83本のヒバを見ることができます。

そのため、青森県自然環境保全条例の規定により猿ヶ森県自然環境保全地域に指定されています。



尻屋崎灯台と寒立馬



ヒバの埋没林

2. 自然環境の現況

(1) 海・海岸

当村の海は、寒暖二流が入りあう好漁場で、主要魚種は、サケ、イカ、サクラマス、ヒラメ等のほか、アワビ、ウニの貝類、コンブ、フノリ、などの海藻類が豊富です。

平成に入ってから、「磯焼け」が進んでおり、原因としては、海水温や気候の変化、ウニの増殖と考えられています。

近年では、津軽海峡や太平洋でも大型クラゲが大量発生し、漁業に大きな影響を与えています。大型クラゲの大量発生は、日本海沿岸に生息していたが、地球温暖化による海水温の上昇、日本近海の沿岸開発などによりクラゲに適した環境になってきたことなどが原因とされています。

30年程前には、サンマ、ホッケ、ウマズラハギが取れましたが、近年はほとんど獲れなくなりました。また、海流の変化等により、サケ、マスの漁獲される時期や場所が変化しています。サケの漁獲量も減少しています。最近では、温暖な南日本で獲れていたサワラが東通沿岸でも漁獲されています。

海岸については、長い時間をかけて津軽海峡側の浜の浸食と、土砂の流入による磯場の減少がおきています。



鳴き砂がある尻労海岸



海岸浸食が進んでいる大利浜



地まきホタテが水揚げされる野牛漁港



潮風を感じる岩屋海岸

(2) 山

当村の主な山については、桑畑山(400.0m)、片崎山(300.5m)、高折森(148.4m)、栗森(132.6m)、石上山(111.0m)、一切山(259.3m)などがあります。

当村の山々では風力発電に適した風が吹くことから、風力発電の建設も進められています。最も高い桑畑山周辺には、風力発電が平成13年運転開始から現在62基が建設されています。また、小田野沢見知川山付近には、現在10基の風力発電が建設されております。

2番目に高い片崎山の頂上付近からは、太平洋、そして津軽海峡と陸奥湾を一望することができます。国有林、放牧場として一般の立ち入りはできなくなっております。また、エビネなどの希少な山野草が植生している貴重な場所でもあります。



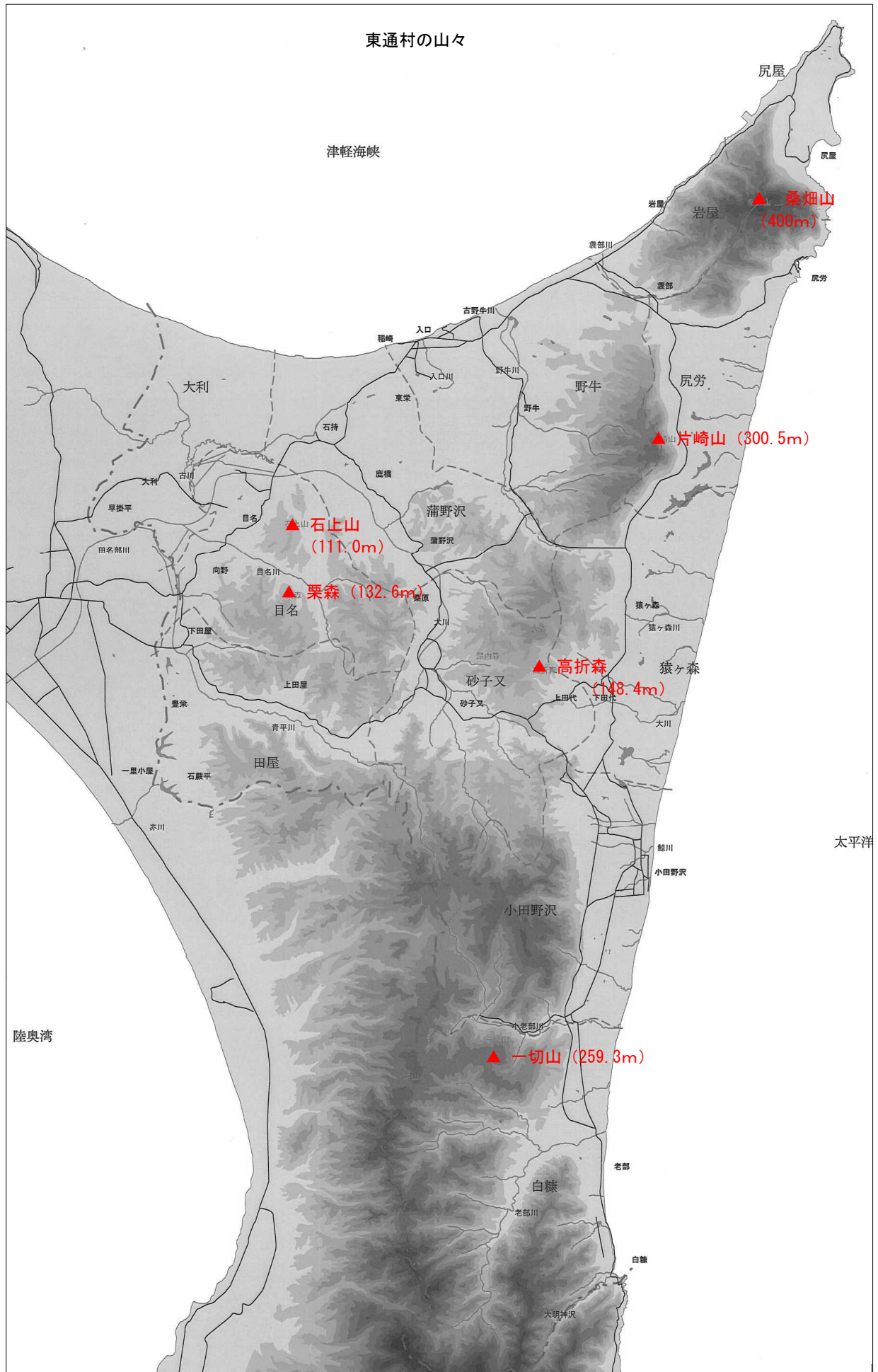
桑畑山から望む風車・津軽海峡



大森山から望む太平洋



片崎山の頂上付近の風景とツツジの花



資料：「東通村 1:50000」・「ゼンリン住宅地図 東通村 2006・11」

(3) 川と生物

当村の主な河川については、村の中央を流れ第二級河川に指定されている田名部川の支流・目名川・青平川・冷水沢川、蒲野沢川と石釜沢が注ぎ津軽海峡へと流れる野牛川、太平洋へと流れる老部川・明神川があります。

準用河川として小老部川が指定されています。

普通河川としては、袈部川、猿ヶ森川、その他には、入口川、古川、大川、鯨川などがある他、これらの川に注ぐ多くの沢があります。

老部川と小老部川は、老部川内水面漁業協同組合により管理されており、溪流解禁ともなると県内外から溪流釣りファンがイワナやヤマメを目当てに数多く訪れます。老部川内水面漁業協同組合ではサケ・マス放流事業が行われています。

いずれの川も水量が少なくなったと感じられます。

蒲野沢とひとみの里周辺の川では、ホタルの生息が見られますが、昔に比べると少なくなっているようです。



川魚が釣れる小老部川

(4) 沼・湿地

猿ヶ森周辺には、大小 20 数個からなる本州最涯の湖沼郡があります。主な沼としては、大沼、左京沼、荒沼、片貝沼、長沼、タカ沼、タテ沼、赤川沼、小沼、妹沼などがあります。丘陵地からの水が、砂丘の形成によってせき止められてきたもので、森の中に点々と水をたえています。

猿ヶ森砂丘と後背湿地は、平成 13 年 12 月に環境省によって日本国内の 500 箇所の重要な湿地として選定されています。植生としては、ハマニンニク・コウボウムギ群落、ケカモノハシ群落があります。昆虫類では、コウベツブゲンゴロウ、オオヒメゲンゴロウなどの水生甲虫が記録され、砂丘上ではオオマキバサシガメやカワラハンミョウなどが確認されています。

また、湧水も豊富で、尻労の水神林の水や鹿橋の石神様の水などでは、由緒あり祀られています。教育委員会で行われた泉調査（平成 19 年再編集版）では沼も含め、48 の泉が確認されていますが、現在ではいくつもの泉が姿を消しているようです。



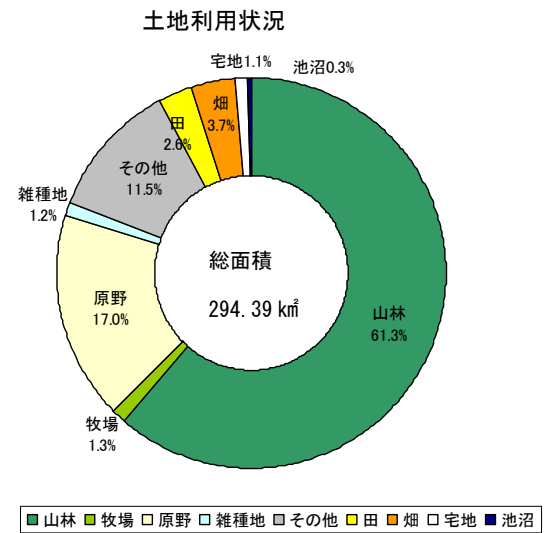
伝説とヒメマリモがいると云う左京沼

(5) 山林樹木

村の総面積の約 60%が山林となっています。その所有形態は、国有林 38%、民有林が 62%となっています。

森林蓄積としては、人工林 61%が、天然林 39%です。民有林はほぼ手を加えられたものとして考えられます。

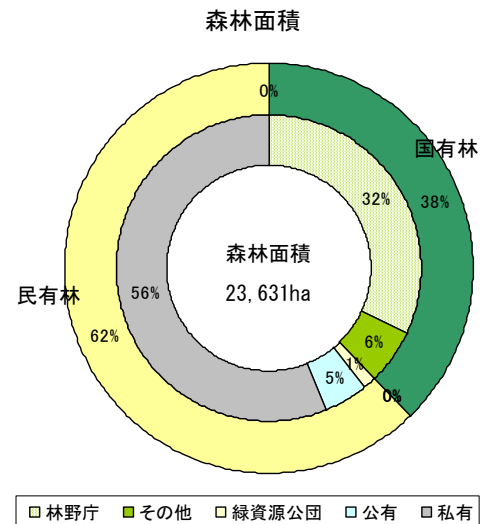
人工林では、針葉樹が 98.7%を占めており、樹種としてはスギやマツ類となっています。天然林では、広葉樹が 70%を占めています。



資料：固定資産概要調査(H20)



枝払い作業

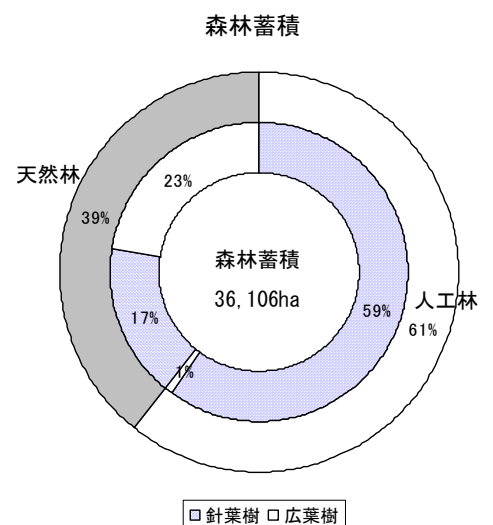


資料：農林業センサス (H17)

樹種別樹林地面積

区分	人工林		天然林		合計	
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹
すぎ	8,778				8,778	0
あか・くろまつ	2,527		1,576		4,103	0
からまつ	46				46	0
えぞ・とどまつ	3				3	0
くぬぎ・なら		3		252	0	255
ぶな				80	0	80
その他	120	12	1,333	6,471	1,453	6,483
計	11,474	15	2,909	6,803	14,383	6,818

資料：世界農林業センサス (H12)



資料：農林業センサス (H17)

(6) 植 物

青森県は本州最北ということで、数々の北限とされる生物等にあふれています。

また、下北半島国定公園尻屋崎は、必要最小限の開発により、手付かずの自然が残っている貴重な場所でもあります。尻屋崎には、シコタンキンポウゲ、アズマギク、スカシユリ、ゼンテイカがあり、丘陵地帯には、エビネ、アツモリソウ等の野生ラン、桑畑山や片崎山にはヤマツツジが植生しています。

季節を通してみると、春にはミズバショウの群生が国道 338 号沿いや猿ヶ森地区周辺などあちらこちらに見られます。ある場所にはザゼンソウも見られます。その他には、フクジュソウやカタクリ、シラネアオイ、コブシが見られます。

春から夏にかけては、村の花であるノハナシヨウブが見られます。夏から秋にかけては、カワラナデシコなども見られます。

しかし、貴重な植物も盗掘や無断採取により数が減少しており、盗掘防止協議会を設置し、監視強化しています。

また、セイヨウタンポポやオオハンゴンソウ等の特定外来種が多く植生し、従来の固有種への影響が懸念されます。行政では、これらの駆除を毎年行っておりますが、植生範囲は拡大しています。尻屋崎にもアメリカオニアザミが急増しています。

東通村に生息するクシロチドリは、絶滅危惧種として、青森県レッドデータブックに掲載されています。

外 来 種

セイヨウタンポポ (ヨーロッパ原産)

戦前から県内で記録される。野外、山地にも広く産するが特に対策はない。
→日本の侵略的外来種ワースト 100 (日本生態学会)

オオハンゴンソウ (北アメリカ原産)

明治中期に園芸植物として導入された。1955年頃から県内で確認される。河川敷や路傍で大群落を形成し、草丈は3mに達する。幼体時期の抜き取り除去が効果的である。

→特定外来生物 (外来生物法)



資料：「青森県外来種対策学術調査報告書—青森県外来種リスト—2006年3月」

東通村の絶滅危惧種 (植物)

クシロチドリ (A) 国 (I A)



クグスゲ (A) 国 (I A)



資料：青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック—普及版 2001年3月

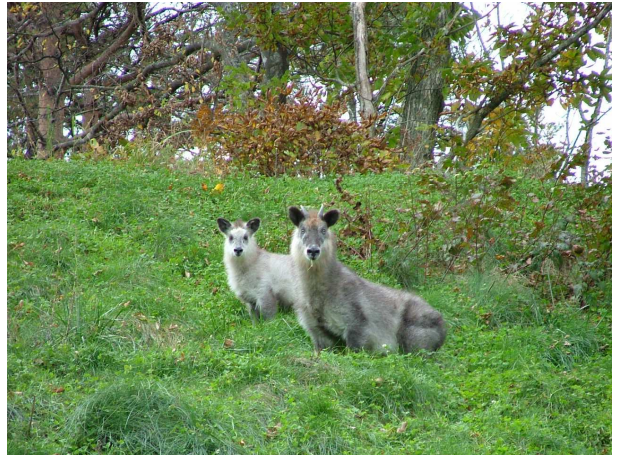
(7) 動物

絶滅危惧種とされる尻屋崎の岩礁にいるケイマフリや個体群として指定されているツキノワグマ、特別天然記念物のカモシカや県天然記念物の寒立馬があります。

また、コウモリ群も多数存在すると見られ、希少生物の宝庫となっています。

更に、鳥獣保護及狩猟に関する法律の規定により、桑畑山鳥獣保護区、猿ヶ森鳥獣保護区、大利鳥獣保護区が指定されています。

青森県レッドデータブックに掲載されている東通村に生息する動物としては、ケイマフリは絶滅の恐れありとして掲載されています。



特別天然記念物ニホンカモシカ

東通村の絶滅危惧種

- ・ケイマフリ (A) 鳥類 国 (II) : 絶滅の恐れあり
- ・コシジロツバメ (A) 鳥類 国 (該当なし)

ケイマフリ



コシジロウミツバメ



資料：青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック ー普及版 2001年3月

3. 生活環境の現況

(1) 産業

① 漁業

村の産業を見ると、漁業の占める割合は非常に大きいものとなっています。

当村は、太平洋と津軽海峡に面し、約 65km に及ぶ海岸線には、8つの漁業協同組合と1つの内水面漁業協同組合があります。その長大な沿岸には、寒暖2流の魚種のほか、特産品として、アワビ、ウニの貝類、昆布、わかめなどの海藻類の宝庫です。

当村では、つくり育てる漁業による水産資源の安定、増大を図るため、さまざまな魚種の種苗生産を及び放流事業に取り組んでおります。

サケ、サクラマス、ヒラメは、青森県で1・2位の漁獲高がありますが、昭和53年から老部さけふ化場と老部川さくらますふ化上を整備し、稚魚放流をした結果、漁獲量は増加し効果を上げています。

また、津軽海峡において、野牛、石持の各漁業協同組合がホタテ貝の地まき放流事業に着手し、外洋のため海水がきれいなことなどから、その身の大きさと味は県内外から注目を集めています。

さらに、特産であるアワビの漁獲量増大、資源回収を目指し、平成10年にアワビ種苗センターが竣工され年間に50万個のアワビ種苗を生産し、さらに種苗育成を行い各漁協の沿岸に放流しています。これによって、アワビの採卵から中間育成、放流までを効率的に行うことができ、アワビの安定的な漁獲ができています。

漁師たちによる各漁業研究会では、磯根資源を調査し、磯谷焼け漁場の回復のための昆布などの海中造林にも積極的に取り組んでいます。



ふのり摘み



ホタテの稚貝放流



鮭の水揚げ（白糠漁港）

②農業

村の農業は、水稲と畜産（肉用牛）を主として営まれています。しかしながら、農業従事者の高齢化や若年農業者の不足する中で、将来にわたり持続可能な農業生産基盤の確立が大きな課題となっております。

平成 14 年に大区画圃場水田が完成したことで、水田が汎用化され、水稲のほか大豆、そばなどの作物栽培が可能となり、現在、集落営農によりその生産が行われるようになりました。特に、そばは乾燥から貯蔵、製粉まで可能な施設整備が確立しております。

また、特産果樹のブルーベリーを生産拡大や施設を利用したハウレンソウ、トマト、イチゴなどの野菜の生産にも力を注いでおります。村内で供給される堆肥の施用により安全、安心な農作物の栽培に取り組んでおります。



黄金色に輝く稲の干背掛け



白い花が咲き誇るそば畑

③畜産

村の畜産は、恵まれた環境での草地畜産が大きな特色であり、肉用牛と乳用牛を合わせると、約 2 千頭が飼育され、特に繁殖牛主体の飼養形態であり優れた子牛生産地帯となっております。

また、ニーズに合った牛肉の生産を高めるため、村産業振興公社を中心に、生産から加工・流通までの一貫したシステムの確立のほか、公共牧場に観光的機能を持たせるなど、消費者と直接結びついた安心、安全な畜産物の生産と経営を進めています。



東通牛の放牧

④林業

計画的な除間伐施業、また生産基盤としての林道、作業道を開設し、林産物の安定供給に努めています。その他、水源の確保、国土保全等公益的機能の維持、強化のため、各種治山事業も積極的に実施、緑豊かな環境整備を推進しています。



間伐作業

⑤ 鉱業

尻屋、尻労、岩屋の3地区にまたがって埋蔵する石灰石は、品質も良く様々な用途で利用されています。現在、日鉄鉱業(株)尻屋鉱業所が採掘し、三菱マテリアル(株)青森セメント工場がその原石の供給を受け、セメントの生産をしています。

(2) 福祉

高齢者福祉の面では、高齢化社会に対応するため、在宅福祉サービス、老人保健サービスの強化に努めています。平成15年4月には、「保健・医療・福祉」の総合福祉施設として「野花菖蒲の里」が完成しました。東通村の高齢化率は、平成21年度末で27.6%に達し、65歳以上の一人暮らし人口割合は22年1月末で11%となっています。

また、平成20年からは、高齢者の生き甲斐活動促進、閉じこもり予防などを目的とした総合的介護事業「あづまる会」を委託により13地区で実施しています。生き甲斐のある老後生活づくりの推進など心と体の両面からケアを行っています。

児童福祉の面では、子どもの健やかな育成を図るための環境づくりと少子化対策、子育て支援だけでなく、すべての子育て家庭の経済的負担を軽減する施策にも取り組んでいます。

(3) 教育

当村では、平成16年度の総合教育プラン「教育環境デザイン21」の提言を基に、「幼小中一環教育」を基軸にした東通学園構想を進めています。平成20年4月に統合東通中学校が開校し、平成21年4月には東通小学校に5校を合併統合し、小中学校がそれぞれ1校となりました。現在は、保育・幼児施設の統合開設も進めているところです。

「人づくり」を推し進める原動力となる「創造する力」を育むための、東通学園構想における特色カリキュラムである東通学があります。東通学の核として、東通村の地域素材を中心に、課題意識を持ちながら探求的に学習し、様々な知識・技能を習得しながら、多面的な見方・考え方を養う東通科を実施しています。東通科の学習内容には、自然環境、地理、エネルギーに関する分野が含まれています。



エネルギー教室

(4) 上下水道

上水道については、昭和 58 年度上水道創設事業に着手し、昭和 60 年度には小田野沢及び岩屋地区に供給開始し、平成 4 年度に上水道創設事業を完工しました。引き続き平成 5 年からは、3 年間で費やし北地区簡易水道事業が完了し、その後平成 13 年からは上水道第一次拡張事業に着手し、平成 16 年度は村内全ての地区に上水道が完備されました。

平成 20 年 4 月 1 日現在の配水管総延長は約 140km に及びます。給水状況は、太平滝浄水場系統（12 地区）、野牛浄水場系統（3 地区）、裳部浄水場系統（3 地区）、岩屋浄水場系統（1 地区）となっており、水道普及率は 96% です。

下水道については、尻屋地区、中地区、白糠地区が平成 13 年度、平成 14 年度、平成 17 年度に供用開始し、現在、全面供用しています。また、平成 18 年度より整備中の小田野沢地区は、平成 23 年度事業完了目標となっています。

なお、未普及地域については、青森県污水処理施設整備構想計画に基づき順次整備を進めています。

漁業集落排水の整備状況

	地区人口	着工年度	供用開始年度	水洗化人口	水洗化率
尻屋	432	H10	H13	397	91.9%
白糠	2,333	H13	H17	2,138	91.6%
小田野沢	994	H18	—	—	—

公共下水道事業の整備状況

(H20.4.1現在)

全体計画		整備状況		着手年度	供用開始	普及率
処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)			
98.0	1.9	53.3	0.4	H10	H14	4.7%

下水道終末処理場整備状況

処理場名	処理能力 (m^3 /日、日最大)		流入水量 (m^3 /日、日最大)	放流水域
	認可計画	現況		
中地区浄化センター	620	620	300	田名部川

資料：青森県環境白書 平成 20 年版

(5) ゴミ処理と不法投棄

以前、村の清掃センターでは、村内一般廃棄物の焼却及び最終処分場として埋め立て処分を実施していました。

しかし、平成 10 年には不適切最終処分場となり、また平成 14 年にはダイオキシン規制特別法により焼却施設の基準に合わなくなったことから、現在では収集運搬業者に委託し回収を行い、下北 8 市町村（現 5 市町村）で建設した公設民営のアクセス・グリーンに搬入しています。

また、ゴミ収集は、家庭ゴミを委託方式、事業系ゴミは許可業者により分別収集しています。アクセス・グリーンでは、可燃ゴミ等は溶融処理、不燃・資源ゴミは選別をして売却及びリサイクル協会に引き渡し、粗大ゴミは可燃・不燃部分に解体し溶融処理、古物商へ売り払い、電池蛍光管は北海道で処理されています。

ゴミ収集カレンダーや広報等でゴミの減量・分別の呼びかけをしていますが、あまり効果は見られず、資源ごみの収集量は郡内の最低量となっています。

不法投棄問題に関しては、道路下の崖や林道の脇など、あまり人目に着かない場所に家庭ゴミ、家電製品、家屋解体材、タイヤなどが多く捨てられています。村では、これまで不法投棄防止看板を 40 ヶ所以上に設置し、毎年ゴミを撤去していることもあり、不法投棄は減少傾向に向かっています。平成 20 年度には、不法投棄調査員を 7 1 名委嘱し、不法投棄の監視を行っています。

海岸の漂着ゴミの問題については、有害ゴミや分別処理などの問題が大きく、ボランティアによる清掃だけでは困難があります。

村内の清掃活動としては、村で各部落に地区内清掃を依頼しているほか、各部落でも祭事などに合わせて自発的に実施しています。その他、各漁業協同組合でも海岸清掃、小中学校、商工

会婦人部、ライオンズクラブ、企業等でも道路清掃を実施しています。



原野に不法投棄されたゴミ



空き缶やペットボトルの漂着ゴミ

(単位：t)

年度	年間ゴミ収集量	うち資源ゴミ
H10	3,622	
H11	3,166	
H12	3,019	
H13	3,303	
H14	3,205	
H15		
H16	2,633	96.08
H17	2,546	73.09
H18	2,674	76.06
H19	2,524	102.09

(H14 までは、公共施設状況調査 H16 いきいき健康推進課調)

(6) 景観

①住宅

東通村のひとみの里地区分譲地では、建築協定により、家の構造、形状等について取り決めがありますが、他の地区はありません。

また、土地を含む家屋などの動産・不動産とも財産権の関係もあり、統一されたもの、他に同調したものというものが少なく、一部においては、派手な色彩の外壁の住宅が建設されていることも少なくありません。

さらに、廃屋などにより、住宅地の一角の景観を阻害している場合もあります。



独自性や周囲との差別化ははかられているが、景観とはあわない。

(イメージ写真)

②廃校・廃屋

平成21年度に村内小中学校の完全統合により、小学校20校、中学校2校の校舎が廃校(一部再利用済み)となり、教員住宅も大多数が廃屋と化している。

また民間でも家の建替えに伴い古い家屋はそのまま残存しているケースがあり、そのまま廃屋と化しているのが見受けられる。

景観的に悪いイメージがあるとともに倒壊の危険性を伴っている。

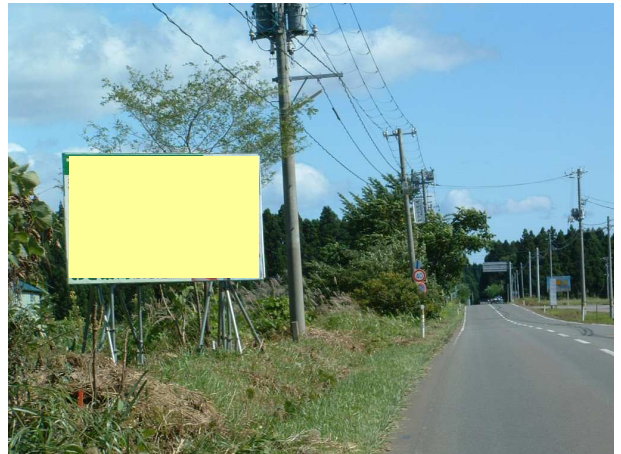


廃屋は景観上也低下するとともに倒壊の危険性も高まる。

③屋外広告物

当村内の道路沿いにも、多くの屋外広告物が設置されています。屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、かり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物などがあります。

これらの屋外広告物について、県では屋外広告物法に基づき必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを定められています。当村ではこの規定に基づいて、屋外広告物の管理をしています。



景観に配慮されていない看板

②耕作放棄地(壊れた里山の風景)

かつての田・畑・牧草地は、減反政策や農業離れ、高齢化などにより耕作を放棄された土地として、雑草やハンノキが生い茂る場所へと変化していきます。



畜産経営をやめ、牧草の需要もなくなることで、そのまま放棄地となるケース(まだ再生可能?)

(7) 大 気

当村には、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出をしている施設が、187 施設ありますが、現在、大気汚染として特に注視する事案はありません。

大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

	大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数
青森市	844	461	85	29	711 (323)	413 (227)	115	37 (9)
八戸市	580	263	610	45	422 (201)	209 (107)	475	58 (20)
むつ市	128	67	13	9	123 (53)	78 (45)	23	8 (4)
東通村	28	13	101	6	21 (16)	12 (2)	37	5 (1)

資料：青森県環境白書 平成 20 年版
 () は小型ボイラーで内数

(8) 水 質

当村には、水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出をしている施設が、66 施設あります。

また、公共下水道事業と漁業集落排水事業の整備も進み、現在、水質汚染として特に注視する事案はありません。

水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

	水質汚濁防止法	青森県公害防止条例
	特定事業場数	汚水関係工場数
青森市	544	4
八戸市	645	7
むつ市	283	0
東通村	66	0

資料：青森県環境白書 平成 20 年版

(9) 土 壤

現在、土壌汚染として特に注視する事案はありません。

(10) 騒音・振動

現在、防衛庁下北試験場が騒音・振動源として該当し、周辺集落において防音対策が講じられてきたところです。

また、工場等による恒常的な騒音・振動問題は発生していません。

(11) 悪 臭

平成6年3月に悪臭防止法の悪臭規制地域に指定されていますが、注視する事案はありません。

(12) 地盤沈下

現在、地盤沈下現象が見られたり、特に注視する事案はありません。

4. 地球環境の現況

(1) 地球温暖化

化石エネルギー（石炭、石油、天然ガス等）の燃焼などによって大気中に排出される二酸化炭素等のガスが増加することにより、温室効果が発生します。その結果、地球の温度が上昇し、海面上昇や異常気象の発生など、地球全体にとっての重大問題が惹起（じゃっき）されると考えられる諸問題のことを地球温暖化問題としています。

地球温暖化問題としては、海面水位が上昇することで、領土がなくなり、水没の危険があります。そのほか、豪雨・干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響・貴重な遺伝子の減少、砂漠化の進行などがあります。

2009年コペンハーゲンで行われた国連気候変動枠組条約第15回締結国会議（COP15）では、日本政府は2020年に1990年比25%の温室効果ガスの削減を表明、低炭素社会への対応が急務になっています。

グリーン購入、グリーン家電、エコ照明など、最新技術の導入やLED利用の促進、原子力、風力、太陽光発電などクリーンエネルギーの導入にも取り組まなければなりません。

(2) 生物多様性

地球温暖化の次に環境リスクとして顕在化してきているのが、生物多様性です。生物多様性とは、多様な生き物が存在し、つながりあって生きている状態のことを指します。

多様性という表現の中には、3つのレベルが含まれています。ひとつは、地球上には約165万もの種が生息しているといわれる「種の多様性」です。次に「生態系の多様性」です。熱帯雨林の生態系と砂漠の生態系がそれぞれ異なるように、さまざまなタイプの生態系があります。三つ目は、「遺伝子の多様性」です。同じ種の生物であって

も、生息場所によって体の大きさや特徴が違うなど、遺伝子レベルで異なることを示します。

こうした生物多様性が保全されていれば、人間は自然からたくさんの恩恵を受けることができます。自然は食料や薬の原料を供給してくれるだけでなく、洪水や気候を調節するという機能もあります。心の安らぎや文化的な価値といった恩恵も受けられます。このように生物多様性から人間が有形無形に受けている便益は「生態系サービス」といわれています。

生物多様性が失われれば、長い進化の過程で誕生してきた種を短期間で失ってしまうだけでなく、水や食料などの生態系サービスが劣化し、資源を持続的に調達できなくなります。しかし、国際自然保護連合（IUCN）によると、現在、哺乳類の21%、鳥類の12%という高い比率が絶滅の危機に陥っているといわれています。国連の調査では、過去数十年間に24種類の生態系サービスのうち15種類が低下していることがわかっています。



尻屋崎にも外来種のアメリカオニアザミが

生物多様性を損なう要因は大きく4つに分けられます。第1が「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」、第2が「(人間が自然と共生してきた) 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」、第3が「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」、第4は「地球温暖化」です。

生物多様性の損失を防止しようと、1992年の地球サミットで「生物多様性条約」が採択されました。これは、「生物多様性の保全」「持続可能な利用」「遺伝資源へのアクセスと利益の公正な配分」を目的に掲げられています。



増殖する外来植物オオハンゴンソウ

2010年名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)では議長国として以下を採択した。

COP10、COP/MOP5での成果

愛知ターゲット(ポスト2010年目標(2011~2020年))の骨子

- ・「2020年までに生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」
- ・世界に占める保護地域の割合を陸域17%、海域10%と設定するなど、20の個別目標が合意された
- ・中長期目標「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。」

遺伝資源のアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書の骨子

- ・遺伝資源を利用して得た利益は、合意した契約条件に基づいて分配する
- ・(途上国が求めた)過去の遺伝資源は利益配分の対象外
- ・特定国家の生物遺伝資源を利用して、医薬品や新素材などを商品化する場合、あらかじめ資源保有国の承認を受ける必要がある

名古屋・クアラルンプール補足議定書(遺伝子組み換え生物が生態系に被害を与えた場合の補償ルール)の骨子

- ・遺伝子組み換え生物(LMO)が輸入国の生態系に被害を与えた場合、各国政府が原因事業者を特定し、原状回復や賠償を求めることができる
- ・原因事業者が補償しない場合、政府が代執行する
- ・遺伝子組み換え生物から作られた加工品は対象外

また、生物多様性に先立ち、自然保護の観点から1973年「ワシントン条約」1975年「ラムサール条約」同年「世界遺産条約」が制定されています。

(3) リサイクル・廃棄物処理

人が生活していく上で、ごみ(廃棄物)は必ず発生するものであり、これらを焼却処理した場合でも最終的には焼却灰が発生し、いずれもこれらを埋立てする場所(最終処分場)が必要となります。廃棄物処理問題には、このような最終処分場の問題や、医療廃棄物問題、建築廃棄物の問題、不法投棄の問題、ゴミの減量の問題、資源のリサイクル問題などたくさん問題があります。



海岸に不法投棄されたゴミ